

徳島県地域医療構想（ビジョン）の策定について

1 概要

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、限られた医療資源を有効に活用しつつ、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築することが求められている。

平成 26 年度には、このような医療制度改革の必要性から医療法が改正され、都道府県は、地域の医療提供体制の将来あるべき姿を描く「地域医療構想」を、平成 27 年度から策定することとされた。

2 地域医療構想の内容

(1) 2025 年の医療需要と病床の必要量

高度急性期・急性期・回復期・慢性期の 4 機能ごとに推計
都道府県内の構想区域（二次医療圏を基本）単位で推計

(2) 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、医療従事者の確保・養成等

3 徳島県地域医療構想調整会議の設置

「地域医療構想」の策定及び達成を推進するため、医療法に基づく協議の場として、「徳島県地域医療構想調整会議」を設置。

(1) 協議内容

地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
病床機能報告制度による情報の共有
地域医療介護総合確保基金に係る県計画に関する協議 等

(2) 設置単位

二次医療圏（東部・南部・西部）ごと

4 スケジュール（予定）

平成 27 年 4 月	徳島県地域医療構想調整会議設置・開催
平成 27 年度中	調整会議での協議等を経て地域医療構想案のとりまとめ
平成 28 年度	県議会への報告・地域医療構想の決定